まだ高校生なのに 契約取り消し できなくなるの!?

#ネット通販 #エステ #お試し #定期購入



18歳は大人

2022年4月から成年年齢が 18歳に引き下げられます。

未成年を理由に契約を一方的に 取り消すことができなくなります。 契約前によく確認しましょう。

なお、飲酒や喫煙等は20歳から で変更はありません。

消費者トラブルに巻き込まれたら

1 8 8 へお電話を!

春日井市消費生活センター

●春日井市 市民活動推進課(春日井市役所3階) ☎0568-85-6616 午前10時~正午 月~金曜日(祝日除く) 午後1時~午後3時

